

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第30号)

(行財政局人事部人事課)

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局の職員	人 7,796	人 7,740	人 △56
議会の事務部局の職員	38	39	1
選挙管理委員会の事務部局の職員	34	34	0
監査委員の事務部局の職員	27	27	0
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	9,014 〔うち校長及び 教員 7,473人〕	8,917 〔うち校長及び 教員 7,411人〕	△97 〔うち校長及び 教員 △62人〕
人事委員会の事務部局の職員	17	17	0
農業委員会の事務部局の職員	13	13	0
消 防 職 員	1,829	1,817	△12
公営企業の職員 交通事業	1,497	1,497	0
公営企業の職員 水道事業	1,269	1,238	△31
合 計	21,534	21,339	△195

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第30号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,796人」を「7,740人」に改め、同項第2号中「38人」を「39人」に改め、同項第5号中「9,014人」を「8,917人」に、「7,473人」を「7,411人」に改め、同項第8号中「1,829人」を「1,817人」に改め、同項第9号イ中「1,269人」を「1,238人」に改め、同項中「21,534人」を「21,339人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)